

## 平成13年度第1回長野県公共事業評価監視委員会議事録

日 時：平成13年7月23日（月） 13時00分～

場 所：長野市 ホテル信濃路 2F「浅間」

出席委員 8名（欠席委員：木村委員、平山委員）

1 開 会	( 司 会 )
2 挨 拶	
( 土木部長 )	<p>土木部長の荻原でございます。</p> <p>平成13年度の第1回目の長野県公共事業評価監視委員会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。日頃より県政におよせせいただいているご支援ご協力に対しまして心よりお礼を申し上げます。</p> <p>本委員会は今年で4年目を迎えることとなりますが、委員の皆様におかれては、公私ともに大変ご多忙のところ本日の委員会にご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。</p> <p>また、有賀委員・唐沢委員さんにおかれては、あらたにご就任を賜り厚くお礼を申し上げます。</p> <p>この公共事業再評価につきましては、公共事業をとりまく環境が大きく変化している中で、さらに一層の事業の効率性と透明性の向上をはかるために事業の見直しを行う制度でありまして、本県では平成10年度以来、延べ221箇所につきまして、現地調査や住民からの意見聴取を行うなど慎重にご審議のうえ御意見をいただき、計画の見直しをおこなったり、コスト縮減などを図ったりしてきたところであります。</p> <p>当委員会の皆さんには大仏ダムそして浅川ダムや下諏訪ダムを始め8ダムにつきまして、現地調査を含め慎重にご審議をいただき、それぞれ継続の結論をいただいたところでございます。</p> <p>その後、田中知事が公共事業の見直しを掲げまして、当選され、ダムの建設予定地を視察する中で、平成12年11月大仏ダムの計画撤回、その後浅川ダムの本体工事一時中止を決定いたしました。</p> <p>さらに本年2月20日には脱ダム宣言を発表し、同時に下諏訪ダムの中止を決定したところでございます。</p> <p>これらは、結果的には当委員会の意見とは異なる状況となったところでございます。その後、本年2月の県議会におきまして、治水・利水ダム等検討委員会条例が制定され、ダムを含む多角的・総合的な治水対策につきまして、その検討委員会で検討することとなりました。</p>

	<p>知事は、この6月議会での本会議において、公共事業評価監視委員会と治水・利水検討委員会の結論が異なる場合には、どのように調整するのかとの質問に対しまして、長野県の新たな方針と評価監視委員会からいただいた意見が異なる場合には、再度評価監視委員会でご審議いただきたいと考えておりますと答弁しておりますので、委員の皆さんには大変ご心配をおかけしたところでありますが、ご理解をいただきたいと思っておりますのでございます。</p> <p>本年度は県事業で11箇所、市町村事業で8箇所のご審議をお願いする予定でございます。本日はこのうち県事業の11箇所についてご審議をお願いするものでございます。</p> <p>なお、審議において現地調査が必要となる場合には、日を改めて設定をしていきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
(金子委員長)	<p>本日は大変お暑い中、またお忙しい中お集まりいただいたこと、最初に御礼申し上げます。ただいま、土木部長さんから我々の委員会についての県の基本的な考え方を説明いただきました。県政いろいろ話題になっております。その中で、部長さんのおっしゃることと知事がおっしゃることが違うのではないかとということを往々にして聴きますが、私どもは組織としてここで部長さんが発言されたことは、県の公式見解というふうに理解し、事を進めていきたいとかように思っております。</p> <p>また、今、お話がありましたように、様々なことがありました。みなさんもいろいろご感想ご意見をお持ちだろうと思えます。</p> <p>のちほど、承りたいと考えておりますが、今日は今、部長さんからお話がありましたように、土木部そして林務部からいくつかの審議をしてほしいという案件がでております。事務局がつくった予定表ですとこれを議論していくとだいたい4時30分ぐらいになるだろうという話でございます。十分、効率よくご審議をいただきたいと思えます。</p> <p>ただ、先ほどの脱ダム宣言の知事さんの考え方あるいは、私と知事さんとお話したという経過もでございます。</p> <p>これは議事の冒頭で皆さんにお話しし、御意見を承って、その後審議を進めていただきたいと思っております。</p> <p>繰り返しますが、効率よく審議が進みますように、格別の協力を賜りますよう、重ねてお願いをいたしましてご挨拶といたします。</p>
3 新委員の紹介	有賀 正委員（市長会長） 唐沢彦三委員（町村会長） 紹介
4 議事録署名	有賀委員、吉田委員

委員の選出	
5 長野県公共事業評価監視委員会の運営について	<p>長野県公共事業評価監視委員会運営要領 第2第2項を平成13年7月23日付けで下記のとおり改正。</p> <p>『監視委員会の会議については、原則として公開とする。』</p>
6 長野県公共事業評価監視委員会の位置づけについて	
(金子委員長)	<p>それではこれから、県から提案されている諸々の議案につきまして、審議をいただきたいと思いますが、その前に先ほど申しました知事さんの脱ダム宣言その他につきまして、効率よくご審議をいただきたいと思います。</p> <p>私、皆さんに昨年、12月1日付でご報告を申し上げましたが、一応、ひとつまとまっていると思いますので、そのへんのところを最初にご報告をし、繰り返して思い出していただきたいと思います。私は、12月1日付でございますが、ここにみなさんにご報告をいたしましたのは、11月27日 さんから電話があつて昨日知事にあつたところ、あなたに会いたいから手配してくれという依頼があつたが、会ってもらえるかということでございましたので、OKをいたしました。その結果、12月1日、12時から県庁で40分余会談をいたしました。その概略を取り急ぎご報告申し上げたわけですが、知事は にも私に会えることになったと報告をし、同氏からもよろしくとの電話がありました。本日も玄関前まで出迎えてもらいました。これは私は随分気を遣ってもらったんだなと考えました。</p> <p>玄関からエレベーターの中での第1声は失礼して本当に申し訳なかったということでありました。</p> <p>会談で私は浅川、大仏両ダムについて、知事の言動は次の2点ではなはだ遺憾であると、すなわち委員会の設置要綱では県は我々の意見を尊重することになっており、我々も現地調査を含め非常に長い時間をかけ熱心に議論いたしました。その結果をまとめて意見書として提出したわけですが、これが否定をされたのは我々にとってははなはだ心外であり、またきわめて不愉快なことであります。</p> <p>第2点として、我々には一言の連絡もなしに発言しておられる。これは我々を無視するものでこれまたきわめて遺憾であると私の考え感想を申し述べました。これに対し、まず、第2の点すなわち我々に対して一言も連絡もなしにということについては全く申し訳ないという言葉でした。私は知事さんお忙しいからと言いましたら、それは理由になりません。と言いながら机に手をつけて前後2回にわたって</p>

大変申し訳なかったとの謝罪がありました。

私はそのときに感じたのはこの点については、十分に反省しておられるというふうに思いましたし、また、知事の態度も大変謙虚でありました。

私はここまで詫びを入れられるとこれ以上追求するということは大人げないと思いましたので、他の委員さんはわかりませんが、私はこの点については了解しました。この点というのは第2の私どもになんの連絡もなしに発言をしたということであります。

次にダムの中止についてですが、知事は県としてやるべきこと研究するべきことはたくさんある、ということで説明をはじめました。知事の言い分にも一部聞くべきところもあると思いましたが、私は知事さんがいう中止は知事さんの勝手といたしますが、考えを述べられるのはいいけれども、代替案、代わりの案はどういうものがあるのかと、一方的に中止というのではなくて中止というものと代替案をセットにして説明して住民を安心させるということが必要ではないでしょうか。我々は長時間にわたり議論と研究を重ね意見をとりまとめました。最初にダムありきではなくて、消去法であればこれもいろいろと案を出してあれはだめ、これはだめということであって、消去法でいくとどうしてもダムということになって意見を提出した。どうかどんな案が後から出てくるか楽しみにしていますということを言いました。なお、浅川ダムについては、検討委員会を設置することを新聞は報道しているけれども、公正に選ばれた委員会が出した結論が自分の意に添わぬから、賛同する委員会をつくるというのは誠に子供じみたことで腑に落ちないということも申し上げておきました。

以上が概略ですが、話し合いの雰囲気は友好的でありましたし、皆様にもくれぐれもよろしくとの言付けもございました。

なお、ここには記録しませんでした。検討委員会ができてそこでいろいろ案がでてきたら、改めてこの監視委員会に意見を聞きたいということをおっしゃられました。

大事なことを落としておりましたので、補足をしておきます。

これが私が12月1日にお会いをした顛末でありますし、一部私の感想も交えてご報告を申し上げます。

今日、実は木村委員さんご欠席でございますが、文章をいただきまして、一番最初に、すでに皆さんもご存知だと思いますけれども、委員会の位置づけについて、この委員会は今まで、98年11月第1回委員会で示された手順に従って審議が行われてきた。今後はどのような手順で審議され、それがどのように公共事業の再評価に反映されるのか知りたい。昨年来の経過は各委員個別に事務局より説明された

	<p>が、委員会に対しても委員会設置者からきちんとした説明を得たいものである。委員会の開催にあたってぜひ、検討していただきたい事項である。こういう文章を頂戴いたしました。</p> <p>そこで、今、冒頭で、土木部長さんをお願いをして開催にあたって委員会設置者として、ご説明をいただいたとこういうことです。</p> <p>そのほかは、皆様に改めてお配りをいたしましたけれども、委員会設置要綱でさまざまなことが決められている。ということでありませう。その辺を踏まえて、皆さんのご意見ご感想さらにはご要望といったものがありましたらお出しいただきたいと思ひます。</p> <p>特段順序を決めませんが、ご自由にご発言をお願いしたいと思ひます。</p>
(桜井委員)	<p>ただいま、ご説明いただきました経過については、了解いたしました。</p> <p>ただし、今日の案件にはダムはございませんけれども、やがて先ほどのご説明ですと昨年審議をしたダムも別の委員会の結論がここにかかるわけでございますが、ただ、ダムについては県知事の署名入りの脱ダム宣言というものがあるわけですね。あれは、治水・利水等の専門家の全国的な評価としては低い思ひつきのものであるというふうになっておりますけれども、ただ、県知事の署名入りで出された脱ダム宣言ということをお我々が今後ダムの案件が出た場合に、それに準拠するのではなくて委員のそれぞれの立場で専門的・客観的な常識で判断していくということではいかなければならないと思ひますが、それを確認しておいていただきたい。</p>
(金子委員長)	<p>私も全く同感でありますけれども、土木部長さん県を代表していかがでしょう。</p>
(土木部長)	<p>当委員会の皆さんには、それぞれのお立場でご審議をいただければいいんではないかと思ひますので宜しくお願ひします。</p>
(金子委員長)	<p>私どもは、お互い持っている知識、経験を十分活用してそれぞれ正しいという意見をこれから述べていただきたいと思ひます。ほかにご意見ございますでしょうか。</p>
(松岡委員)	<p>田中知事の「脱ダム」宣言について、今の部長さんの答えでは、自由に、拘束されずというお話で、それはそれでもっともだというふうに思ひますけれども、本当にそういうような姿勢でいいのかと、ちょっと疑問もあるんですけども。要するに長野県知事としてああいう宣言をされて、土木部も一体のはずなんですけれども、それを全然考慮せずに私たちは、審議するというような形で本当にいいんだらうかというところを、今ひとつ確認したいと思ひます。と同時に、あと、脱ダム宣言なるものは、県のトップの公式な宣言であり、その</p>

	<p>文書は公文書ですよね、そうすると、当然公開請求の対象になって何らかの文書ファイルで県が保有している文書というふうに分なるんだと思うんですけども、そうすると県の側のスタンスというふうにとらえられてしかたがない部分もあるんですが、そのへんがどうも私達これから審議して行くに当たって少し釈然としない部分があるので、もう少し補足していただければと思うんですけども。</p>
(金子委員長)	<p>どちらで補足しましょうか。県で補足をしていただけますか。</p>
(土木部長)	<p>先程申し上げましたように、経過としては、2月20日に知事が脱ダム宣言を発表したわけでございます。その後、県議会において、地元の意見を聞いたり、地域の流域の意見を聞いたりして、多角的・総合的にダムを含め治水・利水対策を検討すべきではないかということで、委員会を設置する条例が制定されました。現在その委員会が発足し、そこでの検討が始まったところであります。私どもは、その委員会での審議を見守り、ダムのあり方、これを検討していきたいと、こういうふうに思っているところであります。先程申し上げましたように、これまで評価監視委員会からは、ダムについては継続の結論をいただいております。治水・利水ダム等検討委員会、県の方針が、これと異なった場合には、知事も申し上げておりますように、再度、評価監視委員会にご審議をいただくということになっておりますので、その場合にはよろしくお願いたします。</p>
(有賀委員)	<p>私も初めてでございますから、勉強しながらお聞きするんですが、公共事業評価監視委員会とダムの検討委員会、まあ、これは、公共事業監視委員会ですからダムだけではないんですが、ダムだけを考えると、前は、ダムの検討委員会というのは無かったから、この評価監視委員会というのは重くあったわけです。ですが、今はダムだけの検討委員会というのを県でお作りになったわけですから、それとこちらの両方で審議したでは、ちょっとちぐはぐではないか、あるいは、屋上屋ではないか。監視委員会なるものは、国土交通省等との関わりあいの中で、どこの県でもこうしていると思うんですが、本県は、別個にダムに関する検討委員会が出来ているわけですから、この監視委員会は、そのダムの検討委員会の審議を見て、諮問されてからやればいいことであって、こちらから特にやっても動きが取れなくなると思いますが、その辺どうでしょうか。</p>
(土木部長)	<p>今までの監視委員会で、ダムについては、継続と言う結論が出ておるわけでございまして、ダムの検討委員会もそれを踏まえての審議になると思います。また、そのダム等の検討委員会の結論が出た場合には、その審議の結果をみてこの委員会で更に審議をしていただくということになるかと思えます。</p>

(有賀委員)	その前に、委員長さんにお聞きするが、12月1日にお行きあいして、大変知事が恐縮しているいろいろ委員長にご挨拶があったようですが、ダム事業継続ということに対して、止めると言った、その行為を撤回したわけではないですね。
(金子委員長)	それは、撤回をいたしておりません。私もこの委員会と、要綱をご欄いただきますと、「この要綱は、事業着手から一定期間・・・・・・透明性をより一層高めることを目的とする。」そして「対象事業は、農政、土木、林務、」そして、ここで色々議論して、「県は、監視委員会より意見の具申があったときはこれを最大限尊重する。」となっていて、別に尊重されなくとも違法ということではないと私は思う。ですから、知事が独自にダムを止めたいんだと発言されることは、私は自由だと思う。ただし、それが県政に反映されるか県民が納得するかどうか、これは全然別でありますから、知事が個人的に俺はダムを止めたいんだと意思表示をされると、私はこれは一向に差し支えないことだと思う。繰り返しますけど、それをこの委員会、その他の皆さんが承知をされるかどうか、これは全然別ですよ。まあ、その辺がひとつありますし、だから私は脱ダム宣言を出される、またはダムをやめるということはけしからんとか、間違いだということはお聞きしております。我々はしかし、ダムでなければ駄目だと考えているとこういって、この条項からいって私ども監視委員会はそこまで権限はないということですから。
(唐沢委員)	今、いろいろと委員長さんの方から話があったわけですが、この監視委員会が審議をするということの大前提が、監視委員会の役割の中で、県が作成をした評価案を委員会で検討するというので、県が結果・結論をどういう形でとるかということは、委員長さんは知事さんの自由裁量だということをお聞きしましたが、少なくともこの実施要領の中で、これを最大限に尊重するという規定がある以上は、自ら計画といいますか、作成をしたものを私どもに審議をさせて、その結論である以上は、知事さんは最大限尊重するということを明確に公文書で規定されていることなので、是非尊重してもらいたいというふうに今後この委員会として明確にしてもらいたいと思います。
(金子委員長)	私はさっき申し上げましたように、はじめにダムありきではなくて、なんかいい方法がないかとさんざん議論をいたしました。その結果ダムしかないということでダムにしたんです。だから知事さんがダムを止めると言われたら、自分で退路を断つみたいなことになって、あるところに行くとしてもダムでなければ駄目だということも、いくらでもあり得る。是非ダムということではいいということ、よく要望はいたしました。

	<p>ただ、イエスカノ - かの最後の線引きで言えば、尊重するということであって、尊重しなければならないということではありませんので、そのへんが非常に微妙なところだと思っております。</p> <p>もう一つ、いろいろと話ができましたけれども、私どもは大変ご立派な皆さんにご熱心にご審議をいただいているわけですが、この設置要綱に基づいて設置をされた委員会ですから、監視委員会の役割は決められたとおりです。要綱に基づいて監視委員会の委員ということで任命をされ引き受けている以上はですね、この要綱の規定に基づいて運営をしていくと、こういうことだろうと思っております。</p> <p>したがって、県は再評価を行うにあたり、学識経験者等の第三者から公正される長野県公共事業評価監視委員会を設置し、意見を聴くものとする、とこういうことになっておりますから、これはわたしどもは私どもとして独自の見解を出していくのは当然のことだと、県の方針がこうだから、まして知事の方針がこうだからと知事の意向に添わなければならないということには関係なく、我々の独自の見解を出していくと、これを尊重されるかどうかこれはできるだけ尊重してほしいということであって、尊重しなければならないということではないと思っておりますが、松岡さんどうですか。</p>
(松岡委員)	<p>今もお話ができましたが、県が作成した再評価案を我々に提示するということが前提ですので、もちろん知事が変わったという特別な事情が今回はございましたけれども、我々委員にしてみれば、県の側の一致した見解である案をもとに審議するということですから、要望ですけれども県の中で割れたりしないようにしてほしいと思います。どうなんでしょうか、この再評価案が出てくるときには、知事決裁が必要なのですね。庁内の再評価委員会の中に、前は副知事が入っておられましたが、今副知事がいらっしやらないので、その代わり知事が入っておられるかどうかという県庁内の組織のこともふれていただければと思います。</p> <p>ですから、一致した県の見解として、我々の委員会の方に資料なりを出してほしい。当たり前のことですが、今回いろいろありましたので、強く要望したいと思います。</p>
(土木部長)	<p>庁内の再評価委員会と知事の関係についてご説明をさせていただきます。県再評価委員会には知事は入っておりませんが、開催の前後、これについては知事にも内容を説明し、了解を得て進めております。</p>
(長谷川委員)	<p>もともと設置要綱をみましても、私たちがやることは、県で作成した再評価案をどうかという風に判断をする、そして、十分尊重するというのも本来県が出した再評価案をよろしいという時には、尊重もなにもないと思っておりますが、否といった時にそれを尊重するというのがつ</p>

	<p>くられた時の意図だったと思うのですが、今回は県の方の考え方が変わったといえますか、行政の継続性といったことがどうなのかということもあるのですが、そこがねじれたようなことになっちゃっているのかなと思います。でもこれからもそういうことがあり得ると思います。案として出してもらって、こちらが結構でしょうというものに対して県の方が実は案を変えるんだと、そういうことはあり得ることなんで、その場合にどんな手続きをとっていただけるのかというのが、やはり必要になるのかなという気がしました。</p>
(有賀委員)	<p>その前に、今の脱ダム宣言を県の再評価の部長なり委員会なりでも図って、脱ダム宣言になっているのかなんですよ。それは、部長なりなんなりに了承されてそういうところでやっているということですから、それで県の方針が変わったか変わらないかわかるわけで、それは皆さんが土木部で認めた脱ダム宣言であるか、さっき委員長が言われた個人で出したものであるかどうか、そのところで、今言う長谷川委員のおっしゃる方向付けが変わったかどうか、県の方向付けが変わらずに知事だけ変わるということはあるまいんで、知事の方向付けが変わったということは、県の方向付けが変わったと我々を見るんだからそこはどうなんですか。</p>
(土木部長)	<p>知事が当選されて、評価監視委員会等の詳しい内容等の説明がないままに一時期が過ぎてきた面があったかと思います。</p> <p>今日ご審議いただくものもそうですが、これからは知事と十分調整をとりながらこの案を作って皆さんにご審議をお願いするようにしていきたいと思っております。</p>
(有賀委員)	<p>そうすると今までのことは調整がとれていなかったということなんだね。</p> <p>これからはということは、脱ダム宣言は調整がとれていたのか、とれていなかったのか。</p>
(土木部長)	<p>大仏、浅川ダムの中止や一時中止の発言の時には、知事はこの評価監視委員会の結論を知らなかったか、理解をされていなかったのではないかと思います。</p>
(吉田委員)	<p>今日のテーマにダムはないものですから、私もダムに関する議論ならいくらでも考えがあるんですけども、今日は他のテーマですから、それでもいろいろダムの話も出ましたから一言だけ申し上げたいと思います。</p> <p>この監視委員会でダムに関しまして、事務局で長年苦労されて積み上げて努力をされてお金もかけて、10年20年やってこられたダム問題を前回、前々回検討したわけです。それがあまり長くなると、このままでいいか、見直せという国からの指令に基づいてやったわけで</p>

	<p>ございます。</p> <p>それでこれは必要がなくなったのであればやめると、必要であれば継続すると大きな方針があり、我々の委員会では現地調査を行いましたし、事務局からの詳細な説明も何回も受けまして長い時間をかけてこの委員会をやったわけですね。その結果、継続としたわけです。</p> <p>それを知事が失礼ながらダムのことは何もわからないと思うんですが、自分で湧水時に見に行ったらこんなところにダムなんかいないんじゃないかと、大仏の時にしていましたが、下諏訪にしても浅川にしても、そういうことを一言でストップをかけられた。</p> <p>そうするとこの監視委員会の意見を十分尊重すると、これ全然尊重していない、無視されている。こういうことならこの委員会はこういう意味があるのかと言いたいわけですね。だから、今後も今日のテーマでも我々がたとえば継続とした場合に知事の意向にあわなかったとしたら、またストップをかけられるのか、先ほどの検討委員会、あれはどうも脱ダム宣言に沿ったような委員の選定としか思えないんですね。本当に、専門家はいくらでもおられるんですよね。そういう人を排除してやっている。ですからこういうことからはっきりいって、この監視委員会で決めたことを尊重するぐらいの表現では駄目だと思う。これを全部聞けというのはちょっと行き過ぎかもしれませんが。それと脱ダムという言葉にもとらわれてはいけないと思うんですね。</p> <p>しかし、知事は北朝鮮問題と同じく、1回言ったことは撤回しないということですから、脱ダム宣言は撤回しないでしょう。</p> <p>しかし、それにとらわれずに、我々はフリーな立場でやるべきではないかと思うわけでございます。</p> <p>そういうことで、今後の審議、これは部長さんもおられますが、本当に我々の結論を活かすかどうかということ、それが確約できるということであれば今後、慎重に審議したいと思います。</p>
(金子委員長)	<p>いろいろと他にもご意見があるかと思いますが、先ほど長谷川先生からねじれという言葉ができました。まさに知事が変わって、長野県全体に大変なねじれ現象が起きていると、このねじれ現象のなかに監視委員会も入って皆様方大変戸惑われたし、あるいは非常に不愉快な思いをされたというように思います。</p> <p>部長さんもそういう面では、大変苦勞されたのご同情を申し上げる面もあるわけでございますが、しかし今ですね、皆さんからいろいろご意見ができました。知事さんにもよくお伝えいただきたいと委員長としてお願いしたいと思いますが、</p>
7 議 事	

(金子委員長)	<p>それでは、お手元に今日の審議事項をお配りしてございます。お手元の議事1に入りますが、本年度審議の参考とするため、反対意見がある箇所について意見聴取を行うかについてですが、本年度予定している箇所につきましては反対意見がでてきているかどうか、事務局に確認をいたします。</p>
(事務局)	<p>本年度お願いいたします県事業11箇所、また市町村事業8箇所につきまして、反対意見はございません。</p>
(金子委員長)	<p>今の説明のとおりなんですけど、反対意見が出ていないということですので、今回は意見聴取は必要ないということで審議を進めたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>意義なしとのことですので、そういう線で審議を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、本年度の審議を行いますけど、平成13年度公共事業再評価案について、事務局から説明を願います。なお、説明審議は各部の事業種別に行いたいと思います。現地調査を行うかどうかはその各業種別の時に審議を行いたいと思います。</p>
(事務局)	<p>資料3、4、6について説明</p>
(林務部長)	<p>挨拶</p>
(森林保全課長)	<p>復旧治山事業 竹の沢(泰阜村) 六郎沢(松本市)について説明</p>
(桜井委員)	<p>質問ではないですが、2ページの平面図にスケールが入っていませんが、こういう図にはぜひ、スケールをいれていただきたいと思います。</p>
(森林保全課長)	<p>はい。すみません。</p>
(吉田委員)	<p>2ページでも次でもいいのですが、一定期間が経過した理由というところで、なぜ、そんなに遅れているのか、工事が難航しているのか、予算がうまくつかないとか理由はいろいろあるでしょうけど、具体的にはどのような理由でしょうか。</p>
(森林保全課長)	<p>はじめから復旧計画にそれだけ年数をかけているということで、計画の内容でやっていますけれども、計画が長くなっているものは、泰阜村については先ほどもふれましたが、下に飯田線が走っているということ、スケールが抜けてて申し訳なかったのですが、村道と飯田線の間が400mぐらいあるのですけれどもそういう中での上下の作業というものが比較的限定されているということで、一気にできないという現場状況がありまして、計画期間をはじめから長く取っているということですのでございます。松本の部分につきましては、現場への資材の持込が架線しかできないという状況がありまして、今近い部分をやっておりますけれども、これからさらにその延長を伸ばさないと運びこめないという仮設期間等を考慮するなかで、一定期間とっていると</p>

	いう状況でございます。
(吉田委員)	今後何年ぐらいで、おおよそできそうですかね。 どんどん伸びていつまでもできなくなるとまた、同じような見直しということになりかねない。おおよそでいいから。
(森林保全課長)	急ぎたい部分はあるのですが、早くて4年最悪の場合にはさらにそこに1年プラスする形のなかで現場の全体のコントロールをしたいとすり合わせをしているところでございます。
(松岡委員)	この治山事業というのは、今の答えにもありましたようにいくらお金がついたとしても、様子を見ながらやらねばならないので、絶対時間がかかるということでしょうか。
(森林保全課長)	まさにそのとおりでございます。
(金子委員長)	2つとも継続ということで、本委員会の意見を求めておられるわけですが、よろしゅうございますか。それでは継続ということで進めさせていただきます。
(道路建設課長)	道路改築事業 国道147号 高家バイパスについて説明
(金子委員長)	124億円、随分、大きな工事ですよ。
(道路建設課長)	一定期間が経過したということで、10年以上になっておりますが、4.2kmという大きなバイパス計画を立てました。もともとこの4.2kmを全線供用するには当初から大規模な橋梁がございますので、工程的には10年以上が必要だということで、全体計画を立てております。道路改良の場合にはいろいろな工区の設定の仕方がございますが、たとえば4.2kmの半分を全体計画で立てれば10年以内に終わると言うこともありますが、ひとつの効果の発現と言うものを考えて事業に見合った工区を設定しており、この高家バイパスについては、起終点を含め4.2kmという位置付けをいたしましたので、当初から計画を立てた際に効果の発現のあるところから順次供用して効果をあげるということで現在10年を経過しているという状況でございます。
(金子委員長)	完成予定はいつでしょうか。
(道路建設課長)	これからメインになるのが、梓川にかかる橋梁でございますが、278mという非常に長い橋梁で特に下部工の工事の場合、川の濁水期しか仕事できません。1年のうち半年11月頃から3月いっぱいという施工期間の制約もございまして、ここに大きな真ん中にたてますピアが全部で5基ほどございますが、それを考えますとやはり来年から着工いたしましても、工期があと5年くらい必要になってきます。お金をどんどん入れれば一気にできるということでなく少なくとも川のなかでは下部工2基くらいしかできません。下部工のピアを全部完成するにも2年半ぐらいかかりますので、このような大きな橋につ

	<p>いてはどんどんお金を入れればと言うことではないので、あと5年くらい、平成18年を目標にできるだけ早く効果があがるようにしたいと思っておりますが、あと、4～5年はどうしてもかかります。</p>
(金子委員長)	<p>平成18年完成ですか。</p>
(道路建設課長)	<p>はい。</p>
(金子委員長)	<p>平成4年で経過年数10年ですけども、これは14年計画くらいで完成するということですね。14年の年次計画といったものはできているのですか。</p>
(道路建設課長)	<p>道路改良事業は県下でいくつもやっております。国の補助や県単でやっておりますが、特に大きな事業につきましては、ある程度事業計画を立てまして事業進捗により毎年どれぐらいの費用がかかるということは想定されますので、県全体の予算のなかで、現在やっている箇所に毎年事業費を充当しこのような進捗管理で効果を図っていくという基本的な計画はございます。</p> <p>その中で、これにつきましても、4年の着手時点でも14、5年にかかるというような工程計画のなかで年割りをしております。</p>
(金子委員長)	<p>今日現在は当初計画のとおりにいらっていますか。</p>
(道路建設課長)	<p>ほぼ計画どおり、特に用地的な大きな支障等ができて、一旦中断するようなことがありますと計画がくりますが、今はそのような問題がないので順調にいらっております。</p>
(金子委員長)	<p>124億円の出場所はどこがいくらですか。国・県？</p>
(道路建設課長)	<p>これは国庫補助事業でございますので、基本的には1/2が国、1/2が県でございます。</p>
(金子委員長)	<p>この124億というのはいつの予算ですか。</p>
(道路建設課長)	<p>これだけ長い区間ですので、道路というのは国の方でも5年単位でひとつの通し計画を立てましてやっておりますが、5年くらい経ちますと事業費の見直しをしまして、これからの5年間各箇所の年割り工程計画を立ててやってきておりますので、見直しはしています。</p>
(金子委員長)	<p>私ども毎年申し上げるのは、デフレでどんどん建設資材も工費も下がってきております。こういう中で建設費というのは10年前と比べたら安くなっていると思うのですけれども、その修正というのはどのようにしておられるんですかね。</p>
(道路建設課長)	<p>最近は大いぐ下がってきていますが、着手した平成4年頃はそんな状況にはなかったものですから。</p>
(金子委員長)	<p>いつもそういわれるんですが、平成4年に完成までの一括契約ではないのでしょうか。</p>
(道路建設課長)	<p>違います。それは全体事業費として、用地費がいくら、トンネルがいくらなどと積み上げた中で、この124億円というものの位置付け</p>

	<p>をしているのです。実際の仕事は毎年毎年、それぞれの仕事に応じて発注をして仕事を進めていくということですから。</p>
(金子委員長)	<p>例えば、このあづみ野新橋278m、契約をしたのですか。まだですか。</p>
(道路建設課長)	<p>まだ、しておりません。</p>
(金子委員長)	<p>そうすると全体事業費は、当初計画時とは随分違ってきているでしょう。</p>
(道路建設課長)	<p>もちろん、その物価によりまして、4年当時の単価と違いがでてきます。当然、全体事業費の修正ということになってきますけれども、一応は平成4年時点の単価で事業費はやっております。当然物価が変動しますと上がれば上がる、下がれば下がるということになります。</p>
(金子委員長)	<p>今、公共事業というのはかなり問題になっております。われわれ国民とすれば安くやってほしいということですよ。われわれ民間ならば平成4年の時に工事の計画をたてますと予算を124億円とたて、そうすると初年度いくらか割り振っていきますよね。それが、その年度ごとに予算がいくらか、実績いくらかということで進捗管理をしていきます。工事の進捗率76.9%もいっていますが、その77%で平成4年の時に立てた予算と実績との差というのを調べていますか。</p>
(道路建設課長)	<p>先ほど言いましたように、毎年毎年その実勢単価で工事を発注して事業を進めていくわけで、毎年ではなく5年単位くらいで、</p>
(金子委員長)	<p>5年単位くらいで見直すのですか。</p>
(有賀委員)	<p>唐沢委員も私どもも同じですが、公共事業は毎年毎年見積もって入札をします。124億円というのはおおよその概算ですから、ずさんなように聞こえますが、概算要求でその都度、精査していくので、県もわれわれもまず間違いはないと思います。</p> <p>このバイパスはまさに私どもの場所ですからわかっておりますが、124億円という予算をつけてもらうにも期成同盟会があって、県や国にお願いしてようやく予算をつけてもらうということです。だまっていれば、陳情合戦で半分も予算がつかないということです。</p> <p>一般的には10年は長いと思いますが、大概いろいろな期成同盟会があり、陳情等含めると30年くらいかかってしまうのですよ。だから委員長さんの例の三才山トンネルも私ども40年くらいかかった道路でございます。</p> <p>したがって本当に血のにじむような陳情などをあげるんですが、私ここでおかど違いのお願いや質問をしておくんですが、ぜひ、これを早く完成してもらわないとせっかくの松本トンネルの利用率が悪いんですね。松本トンネルの利用率を良くするためにもこれは完成してもらって流れをよくしてもらって、そうすことによって19号から松</p>

	<p>本市内までが若干なりともすくと言う期待をもっております。</p> <p>さっき、お話があったように約4 kmでありますから、10年なり、15年と長いのですが、さりとしてこういうものは40何km長くしておきませんと計画がちませんし、単価についてもそんなに市況とはくるいなく進んで、けっして公共の方が倍も3倍も高いということはなく、入札は、ま - 1割くらい高かったり、低かったりしています。このごろ入札も透明度が高くなってまいりましたから、えらい間違いはないと思っております。</p>
(金子委員長)	<p>時節柄ですからダムの時も設計の時と現在では、技術水準がかなり違うので、今日現在だといくら安くできるんですか、ということもいつもお聞きしてきたんです。計画事業費124億円が、長野県土木部の皆さんもがんばられて100億円で完成したとしたら、そういうところは、次の公共事業を出してもいいよというようなシステムを考えてほしいと、124億円が100億くらい、あるいは90億くらいであがるように考えていってほしいなということです。</p>
(吉田委員)	<p>2ページの図で道路部標準横断図というのがありますね。これが真ん中が、両側2車ということで残してあるんだと思うのですが、これとこのあづみ野新橋それが下に図がありますが、1期施工、2期施工と1期施工の赤いのの両側が対応するわけですか。工事は。</p>
(道路建設課長)	<p>橋梁のところはですね、片側ですから今回は下流側だけ、先に施工します。赤塗りのところにいくと両側にセパレートになりますので、すりつけの区間で、そちらにシフトするようになります。</p>
(吉田委員)	<p>これは、暫定でしょ。</p>
(道路建設課長)	<p>はい。</p>
(吉田委員)	<p>これ暫定2車だから、黄色の1期施工で当分やっておいて、赤の両側と、そして交通量が増えたらそれを2期やるとそういうことですか。</p>
(道路建設課長)	<p>はい。</p>
(吉田委員)	<p>そうすると、今の124億円という計画でやっているのは、1期施工の分ですか。</p>
(道路建設課長)	<p>124億円というのは、用地は4車線分買いますけれども、工事については、1期分2車線分だけの事業費です。</p>
(吉田委員)	<p>そうしたら、2期はいつぐらいになるのでしょうか。</p>
(道路建設課長)	<p>交通の状況をみて判断します。</p>
(吉田委員)	<p>決まったわけではないのですか。</p>
(課長)	<p>はい。</p>
(吉田委員)	<p>ただ、用地的には確保してあるということですね。</p>
(北沢委員)	<p>この橋梁の構造なんですけれども、ケーソンをもちいるのは願ける</p>

	<p>んですけれども、ここは乱流するところなんですよ。土砂が流れるところなんですよ。スパンが51m50cm、これを同じようにとってあるんですけれども、真ん中はもう少し空けられないんですかね。要するに川の流れの状況に応じて、土砂が流れるということを想定した構造なんですか。</p>
(道路建設課長)	<p>詳細設計は終わっているんですけれども、今の計画でいきますと、オープンケーソンの規模につきましては、全部同じ大きさになっているということです。今、委員さんからお話がありましたように、中央部だけ大きくということではなくて、全部同じ大きさです。ただ、大きさを決めるにつきましては、それぞれの河川の規模・浸食そういったものを想定して深さを決めております。これだけ幅の広い川でございまして、川も一旦大水が出ますと、その流深部というのも若干変わってはくるんですけれども、この新しい橋をかけるあたり、河床勾配とか川の過去の流深の変化とかを考慮したうえで、深さを決めておりますので、その辺もう1度確認してあとあと問題のないようにしたいと思っております。</p>
(北沢委員)	<p>かつては、画一的な工法をとったんですけれども、近年になってその状況に応じた工法をとっていくわけなんですよ。従って、天竜川もそうですけれども、今は洪水流、土砂が流れる河川については、スパンをできるだけ距離を長くするというのが常識だと私は思う。なぜこのように同じような間隔をとったのかということが疑問なんです。梓川のかつての洪水、災害そういうようなものを考えますとね。ちょっと、疑問だったんです。</p>
(道路建設課長)	<p>大きな河川になりますと特に流深部のスパンが長くてサイドの方の常日頃はあまり水が流れていなくて、丘になっているようなところはスパンは短くしております。例えば千曲川の本線、村山橋も架け替えをしておりますが、特に水が流れている部分については、スパンを100mくらい、丘になっているところでは、一旦大水が流れれば水がでますけれども、流れが違いますので、スパンを50mとかそういうようにスパンを変えている河川もございまして、梓川の場合にはほとんど中洲とかがございませぬので、確かに水が流れている場所はある一定のところを流れておりますが、そこだけが特に流深が強いと言うような河川ではありませんので、全体的に大水がでると川全体に流れると言うような河川でございまして、そこらを踏まえまして今回、洪水時掃流力とか侵食に対して耐えられる深さがあるというように考えております。もう一度確認いたしますが。</p>
(金子委員長)	<p>それでは、高家のバイパスは以上でございましょうか。それでは、これも継続ということで、お決めに頂きたいと思っております。引き続きま</p>

	して、次の売木峠をお願いします。
(道路建設課)	道路改築事業 国道418号 売木峠バイパスについて説明
(金子委員長)	工事の節約額はいくらですか。
(道路建設課長)	2400万円ほどです。
(吉田委員)	ここまで進んでいるのだから今更どうなるとも思えませんが、この縦断図にある7%の勾配について少しきついのではないかと思うのですが。しかも、ここは寒いところですから、凍結や雪によるスリップの問題もありもう少し緩和できなかったのか。そうするとトンネルが長くなるということですね。
(道路建設課長)	そうですね。
(吉田委員)	7%は大丈夫ですか。
(道路建設課長)	設計基準に基づき、その範囲内に抑えてございます。平面線形、縦断線形、経済性を考慮して最終的な計画を決めておりますが、7%の勾配は道路としては確かに少しきついかもしれませんが、路面が長期間に渡り全面的に凍結するわけではありませんし、改良後は、日当たりのよい状況となりますので、維持管理コスト等考えまして今回このような計画にいたしました。
(吉田委員)	道路構造令で許される最急勾配は地方によって違いますが、どれぐらいですか。
(道路建設課長)	9%ぐらいまででございます。
(松岡委員)	残土を有効利用して2400万円減ということですが、この全体事業費は2400万円を引いてあるということで解釈するのでしょうか。
(道路建設課長)	この全体事業費は全体4kmを概ねの費用で算出しております。毎年、工事を出すときには積算をして決められた単価で、発注をするのですけれども、おおむね84億という全体事業費につきましては、約4kmの全体を例えばトンネルですと掘削にいくらですとか、概ねの単価で積算をしまして、積み上げた結果84億ということですから、84億が2400万円をプラスして84億2400万円になるのかということとは内容が違うものです。
(松岡委員)	これは減った値なんですか。
(道路建設課長)	今後、2400万円のコスト縮減が図れるということで、この全体事業費には反映されておられません。
(松岡委員)	全体事業費というのはおおよそというお話なので、ほとんど変えないということでしょうか。
(道路建設課長)	大きな変更になるような理由があればその時点で見直しますが、概ね、4～5年後に見直すのが目安です。それより短い期間で大きな変更ができてきて、それでは全体事業費が変わると言うようなことが

	<p>あれば見直しをします。</p> <p>最初は、そのような概算事業費で毎年積み上げていって、5年ぐらいつと見直しをして、その後の進捗管理をしていくというのが、標準的なパターンでございます。</p>
(金子委員長)	<p>それでは以上をもちまして、売木峠バイパスは継続ということで本委員会の意見としたいと思えます。よろしくお願ひします。</p>
(桜井委員)	<p>継続で良いのですが、このトンネルは排煙装置はいらぬのでしょうか。</p>
(道路建設課長)	<p>トンネルの長さ等による設備基準があり、このトンネルにはジェットファンという換気は予定してごさいません。</p>
(桜井委員)	<p>基準上、いらぬということでしょうか。</p>
(道路建設課長)	<p>はい。設置する基準は交通量にもよりますが、現在のところ大型車の交通量がそれほど見込まれておりません。今後、このような交通が多く発生してくれば、その時点で検討してまいります。</p>
(休憩)	
(河川課長)	<p>広域一般河川改修 千曲川(飯山) 飯山市 桑名川について説明</p>
(桜井委員)	<p>7ページと9ページなんですけど、計画高水流量と計画高水位と計画高水位については将来計画というのがありますが、その3点につきまして数字を教えてください。</p>
(河川課長)	<p>今の目標流量につきましては、6500m<sup>3</sup>/sです。将来計画の流量につきましては7500m<sup>3</sup>/s、6500m<sup>3</sup>/sは新潟県側にもごさいますので、新潟県との計画の整合を取りながらということで、下流みあいの6500m<sup>3</sup>/s。7500m<sup>3</sup>/sにつきましては、既往最大ということで、昭和58年の災害に対応すべく、下流との調整を図りながら将来的にやっていきたいと思っております。6500m<sup>3</sup>/sみあいが303.65です。将来計画が304.65、3号樋管の位置でございます。</p>
(金子委員長)	<p>他にございませぬでしたら、継続ということでお決めに頂きたいと思ひます。</p>
(河川課長)	<p>広域一般河川改修事業 円悟沢川 飯田市丸山</p>
(桜井委員)	<p>河床を木工沈床にしたいだいたのは非常にいいと思ひますが、低水流量ぐらいのときに表面に水が流れるのでしょうか。もぐってしまわぬのでしょうか。</p>
(河川課長)	<p>365日見たわけではないが、現地調査した時点では木工沈床の頭ぐらいまでは常時流れておりました。</p>
(金子委員長)	<p>それでは、本件も継続ということで意見をいたします。ありがとうございました。引き続きまして、姫川をお願ひします。</p>
(河川課長)	<p>広域一般河川改修事業 姫川 白馬村について説明</p>

(桜井委員)	13ページの写真の の部分は前のページの標準断面図のこの工法でやられた場所なんでしょうか。
(河川課長)	そのとおりです。
(桜井委員)	大町市の農具川でも当時としては非常に先進的な対応で護岸工事等をしていただいているのですが、この場合に栗石をそだで包んで杭でとめるというのですが、先ほどの農具川をみましても数年後には片法枠の枠が腐って崩れて、かなり最初の形態とはかわっているところがあります。あれで洪水が起きると崩れて侵食が及ぶということがあるかもしれませんが、この水際の工法で水がどのぐらいかぶるかにもよりますが、水際にネコヤナギですとかイヌコリヤナギですとか、しっかり土を抑える柳が生えるとかなり浸食は防げます。それを植えるかどうか等によって違いますが、どのくらいこの構造はもつものんでしょうか。
(河川課長)	今のところこの構造で平成4年度からやっておりますが、写真のような状況でございます。ただ、今、桜井委員さんから言われたように柳、粗朶とかそういうものをやるのも大事なことなので、今後また、工夫していきたいと思えます。
(桜井委員)	この杭の間隔はどのくらいでしょうか。およその記憶で結構ですから。
(河川課長)	1m50ぐらいの間隔のようです。
(桜井委員)	こういう工法であそこはすぐ上に湧水がありますし、湿地がありまして景勝地ですので、こういう工法で進めていただきたいのですが、先ほど課長さんのお話でありましたが、13ページの の写真の左岸側が土地に余裕がありまして昔からのハンノキ林がある場所がありますので、こういう場所は以前聞いた話では遊水機能をもたせるような形で利用することも可能かも知れないという話を現地でお聞きしたことがあります。できるだけ左岸についてはこの川のもっているもともとの環境を活かすような方向で対応していただければと思っております。
(河川課長)	よくわかりました。また、参考にさせていただいて、その方向で実施したいと思います。
(松岡委員)	ダムの場合には何年対応ということを何度も聞きましたが、河川改修の場合にはそういうような指標があるのでしょうか。結局、幅を広げたり、掘ったりして水の量をおおくしていくわけですね。根拠となるのは、ダムの場合には、何年対応という形でご説明いただきましたけれどもそこを説明していただけますか。
(河川課長)	耐用年数のはなしですか。流量の話ですか。
(松岡委員)	流量です。私は専門家ではないので、流量がどの数字をい

	<p>っていただいてもわからないので、この河川改修を計画する場合に何年対応ということで、何年に1度の洪水に耐えられる様に考えたかお聞きしたい。ダムの中にはこのような話がありましたので、もし、そういうことがわかりましたらお願いします。</p>
(河川課長)	<p>7ページに先ほどお話しいたしました千曲川ですが、千曲川につきましては下流みあいの改修が6500m<sup>3</sup>/s、信濃川全体で受け入れる体制の中で、6500m<sup>3</sup>/s、将来的には全体の改修が進んでいる中で7500m<sup>3</sup>/sを目標としてやっております。確率になおしますと、6500が約30年に1回の確率でございます。</p>
(松岡委員)	<p>ここはそのくらいがちょうどいいというようなマニュアルがあるのですか。</p>
(河川課長)	<p>河川砂防技術基準の中で、50年～100年、100年以上、10年～50年、そういった幅の中で、</p>
(松岡委員)	<p>ダムのときもよくわからなかったのですが、何年対応というものがどういふところからでてくるのか、事務方は当たり前のように口にするのですが、一般の人が聞くとその根拠はいったいなんなのだろうとわからなかったのでお聞きしました。</p>
(河川課長)	<p>ダムの場合、おそらくほとんどが100年確率だと思っておりますが、河川砂防技術基準という基準がございまして、そういうところの中で背後地の重要度によって確率を変えているということです。背後地の資産、人家によって確率を変えてるということです。</p>
(松岡委員)	<p>先ほどの説明、7ページの場合には30年、</p>
(河川課長)	<p>千曲川につきましては、6500m<sup>3</sup>/sが先に出てきて、それを確率に直すと約1/30という確率です。下流みあいなものですからとりあえず。</p> <p>そのあとの円悟沢、姫川についてはどのぐらいの改修でいくかということは、人口だとか背後地だとかを考えまして30年に1回の確率でやっております。</p> <p>千曲川については6500m<sup>3</sup>/sが下流とみあうなかで、6500m<sup>3</sup>/sを計算していくと逆算してできますと1/30になるわけでございます。完成断面である既往災害をねらってやっているところであるので、1/30より大きい7500m<sup>3</sup>/sをねらっているというわけです。最終的には1/100の9000m<sup>3</sup>/sなんですけれども、上流とのいろいろな状況がございまして、今のところの最終経緯は7500m<sup>3</sup>/sということです。</p>
(有賀委員)	<p>どういう場合に80年をとり、どういう場合に30年をとるかという根拠を教えてください。</p>
(桜井委員)	<p>川やダムに共通のことですが、なぜそこでそれだけの工事が必要か</p>

	<p>ということはですね、専門的に検討した結果でこういう工事が必要ということしか示されないのですね。そこにまさに今ご質問なされたその過程をきちんと、このくらい雨が降って、これくらい流れ出します。それが時間が継続すると最初は緑のダムがきくけど、少し経つときがなくなりますとかですね、総雨量規模によってどれぐらいの水がでてそれが、何年に1度くらいの確率で起きます。その確率のそれぞれのレベルごとにどれぐらいの被害が起きます。皆さんどこを選びますかというそういう形で問い掛けていただいて、そういうデータと考え方を共有した上で、河川の管理なりあるいはダムの構築なりで社会的なコンセンサスを構築していくというプロセスが非常に大事だと思うのです。</p> <p>それが今までほとんど行われていない、それでそういう疑問が起きてくるのです。ダム反対の住民団体から、以前、この委員会で意見を聞いたときも一部の意見は滅茶苦茶だった。全体としてもちゃんとした専門的な反対の理論はでてこなかったです。その原因にそれがあると思うのです。今の松岡さんに対するお答えのようなことをもう少し秩序だっちゃんこの委員会だけでなく、一般の県民にも説明をしていただく努力をしていただきたい。</p>
(河川課長)	よくわかりました。また、やりますので。
(長谷川委員)	そうすると、7500m <sup>3</sup> /sだと80年ぐらいになるのですか。50年ですか。
(河川課長)	計算はしてありませんが、9000m <sup>3</sup> /sが千曲の100年確率にあたるわけです。ですから、30と100の間だと思うのです。ただ、比例ではございませんので、確率はだしておりません。
(吉田委員)	千曲川の話が出ているから、9ページの図でハイウォーターレベルが将来計画と書いてありますが、現在のハイウォーターレベルと将来計画、この将来計画が9000m <sup>3</sup> /s対応ですか。
(河川課長)	7500m <sup>3</sup> /s、既往最大です。昭和58年にでてきた水、既往最大です。
(吉田委員)	今、千曲川は昔7000m <sup>3</sup> /sだった。9000m <sup>3</sup> /sになったと聞いていますけれどもその関係はどうなるのでしょうか。
(河川課長)	川の場合、整備して行くのは非常に時間がかかるということで、とりあえず、最初に6500m <sup>3</sup> /s、それから6500m <sup>3</sup> /sについても長野県ではのめる場合でも下流でのめない場合がありますので、その整合をとったのが6500m <sup>3</sup> /sです。下流の改修と整合をとっているのか、とりあえずこの改修で7500m <sup>3</sup> /sについて新潟県と国といろいろと整合を図っていく中で、既往最大目標を改修目標としようとして将来計画7500m <sup>3</sup> /sとなっております。さらにそのうえの

	計画については、これからまた、つめていくところです。
(吉田委員)	それ以上でた時には越流しても仕方がないという対応ですか。
(河川課長)	越流しても仕方がないという理論を申し上げる方もいますけれども、私どもとしては事業費ののす話なので、既往最大を目標としてやっているわけです。
(吉田委員)	計画の場合、確率洪水で確率でありますよね。 もし、9000m <sup>3</sup> /sがでた場合はやむを得ないということですかね。今、ハイウォーターレベル、将来計画が7500というわけでしょう。
(河川課長)	千曲の今の100年確率の目標が9000m <sup>3</sup> /sですよ。ただ、この桑名川にくる前の9000m <sup>3</sup> /sというと溢れる箇所がもっとでてくるわけです。そういう中での既往最大をねらって、9000m <sup>3</sup> /sと計画したわけです。 千曲川の直轄でやられている箇所につきましても、既往最大でやられている箇所もございます。そのあと、次の改修に目標を向けてやっているのが、9000m <sup>3</sup> /sと理解していただければありがたいですが、やむを得ないという言い方ではなく、努力はいたしますが、事業費の中での間でやって行きたいということです。
(吉田委員)	国土交通省あたりからいっている、今度の住宅計画、これだって今の計画洪水から見ますと天井川になりますよね。日本の場合は天井川が非常におおいですね。梓川にしても薄川にしましても。そういうようなのも今後の住宅計画と河川計画とかみ合わせてやるという考えはありますか。河川のほうで、いつまでも天井川でやると、住宅関連でいろいろと問題が、これは大きな将来の問題ですが。しかし、国土交通省あたりは指導的なことをいっていますよね。河川改修についてはどうですか。
(河川課長)	河川によってできるところ、できないところがございますし、この場所につきましても、非常に豪雪地帯ということで、1階はほとんど利用せず、新しく新築したところについては、かなり高い位置に住む場所をもってきている。写真の2にもございますが、樋管の左側の家の窓があります2階と3階の下に、もう1つ車庫を兼務したようなこういう家の構造が1にも見てお分かりだと思いますが、この地区では多いです。今いわれたように1から10まで全部できるのか、といわれても河川によっていろいろ性格が違いますので、それぞれの河川で対応していきたいと思っております。
(北沢委員)	治水計画について、技術基準というものがあるのですが、その中に入ってこないものは時代の背景で浸透度を失う、その領域がこれからどんどん出てくるわけです。ご承知のように、道路拡幅、道路

	<p>の舗装化、住宅、いろいろな集落、大建築物がどんどん増えてくると流域の上流がどのような浸透度を失っていくのかということは計算に入らないのです。</p> <p>唯一みれるのは、下流における流量の変化を測定することによって、流域に降ってくる雨の量を現すハイトグラフというのがありますが、そのピークと河川に流れてくる流量のハイドログラフという流量曲線、このピークの間隔が時代とともに接近するのですよね。これは予測できず、計算式にのってこない。現在考えられる治水計画のもってくる数量は洪水の履歴というものを確率雨量の中にどのようなに取り込むということが、現在、できることだけなんです。</p> <p>上流の社会の変化に対応するような計算式をどう作るのかというのは、確立していない。そのところが、一般の人たちが納得できない部分だとおもうのです。これは時代とともにできることはこういうことだというふうに説明するしか他にないと思うのです。</p> <p>今後、どういう風にやっていくかということは、また、50年後に考えればいいことなんです。これで、絶対100年もつ、200年もつということはできるはずはないのです。したがって今できることはどれぐらいのことができるかということを考える。そういう部分であり、自然を相手にするものは、計算式でばしっとでるものではないと思うのです。だから、過去の履歴を十分に調べてどこに乗ってくるかということを選択する。それによって、断面を考える。それ以外にないと思うのです。その辺のところ、一般の人たちに説明してわかるということは決して言えない部分があるということです。</p>
(有賀委員)	<p>さき程のダムの問題でぜひ、ダムを脱ダムならば今度は川だといいますが、溢水したものはしょうがないといってしまえばいいのですが、そういう風に投げやりになっているのならいいのだが、われわれ行政を預かっているものにはできません。ダムの場合とダムじゃない場合は、この川の広さがどういう様に必要で、どういう風に溢水するのだということを先生方で分かりやすく資料をだしていただければと思います。我々もわからなくて間に入って右往左往しているだけの感が多いわけです。ですから先生方、自然なので、絶対と言うことはありえないのですが、唐沢委員さんとお話したのですが、名古屋の大水害は千年に1度だと言っておりますので、千年までは見なくていいが、予算と住民から協力してもらおう許容範囲で川の幅とか、いろいろが変わってくると思うのです。ですから30年型、80年型とできれば広いにこしたことはないのですが、無限に広いわけにはいかないので、そのところ、ぜひ先生方住民に分かりやすく説明できるように、あるいは県も分かりやすくそういう人たちに説明できるようにど</p>

	<p>こかでテキストを教えてくださいと今感じました。</p>
(唐沢委員)	<p>今、千曲川の話がでたんですけども、県管理でさきほどの飯山は30年確率、6500m<sup>3</sup>/sでやられるということなんですけれども、下流の方で県管理の施設、あるいは直轄河川でもそうですが、川幅が非常に狭隘の中でどんどん整備されており、比較的上流の方で川幅が広いところで下のほうがどんどん強化されると上の方が、50年なり、100年確率でつくってもそこが非常に危険箇所になってくると思うのです。したがって、県管理も早い状況の中で、直轄河川に格上げする努力をされて上流から下流まで一括の計画を作成された中において、整備をされていかないと常に弱いところが出ていくのではないかと思います。統一した、国と県とが一本化した河川整備というものを私は望んでいます。なぜかという私どものほうは1kmの川幅がとなりの中野市に行くと200mになってしまうんですよ。</p> <p>県管理の桑名川のところ、川幅が狭いところを整備して下流のほうでどんどん強化されると、上流のどこかでそのしわよせが出て参りますので、河川行政というのは統一した計画をたてていただくように国の方に積極的な運動をしていただきたいとお願いしたいと思います。</p>
(金子委員長)	<p>河川の改修工事から非常に大きなお話までいきました。監視委員会は大変いい議論だったと思います。部長さん、それらを含めてこの監視委員会とは脱線するかもしれませんが、</p>
(長谷川委員)	<p>以前もお話したかもしれませんが、県管理だとか市管理とかいうもっと下の方で例えば私の地元でも水路に地元の労力奉仕でU字溝を入れていくということをしてしていますが、そうすると今まで土だったところが水が非常に早く流れるようになると思うのです。そういう末端のことも含めて、やらないと水の速さと言うのはわからないのではないかと感じます。それをどこかでやらないと皆それ以上のことはよくわからないと言う無責任な体制になってしまうのではないかと思います。そういうことも含めてお話をお願いします。</p>
(土木部長)	<p>まず、千曲川のお話ですが、河川整備計画は国とも整合を図りながら、今の流量のようなかたちで、整備を進めているところでございます。それにしても一元的に整備をするのが、理想的ですので県で管理したり、国で管理したりではなくて、一元的に管理できるように引き続き国に働きかけていきたいと思っております。</p>
(河川課長)	<p>部長の補足でございますが、うちの方もそういうことで平成11年度に12年度から直轄になるのではないかと考えていたところ、地方分権という言葉がでてきて国の方で、流域一貫について議されているようです。そういう中で今後どうなるか、聞くところによると直轄に</p>

	<p>編入した部分はどこかを切れという方向にあるやに聞いておりますので、国の審議をみつめているところでございます。県としては一貫性のある管理をしていくことが十分必要であるということは認識しておりますので、毎年毎年、強く要望をしているところでございます。先ほどの水路でございますが、海に流れ込むところから、上は源泉まであるのですが、いわゆる法河川というのは1級河川、2級河川でございます。長野県の場合はすべて1級河川です。2級河川はすべて海に流れ込んでいるものがないので、すべて1級河川の上流のなかで準用河川、普通河川、については町村で管理しております。しかし、田園用水のための用水路等については、先般の国の省庁の見直しの中でも議されたわけですけれども、結局は法河川とそういう意味での用水路に分けて管理しているのが現在の状況です。</p>
(金子委員長)	<p>長谷川さんのご要望には。</p>
(土木部長)	<p>末端の水路をコンクリートで固めていくというのは、流出の早さとか、量の問題ですよね。そういうものは、現状に合うようにすこしづつ見直しながら流出係数、流出の早さ、最終的には量になってくるが、市街化されたり、アスファルトで舗装されたり、もっと、山地部にいきますと、農地もビニールで覆っての耕作をしていますよね。そういうことも流量を多く、流出する原因にもなっていますので、すこしづつそういう状況を把握しながらでてくる量の計算に反映するように、今後もやっていきたいと思っています。</p>
(桜井委員)	<p>時代がすすんでくると、同じ雨が降っても流れる程度、流れる早さ、流れる量、洪水が変わってくるという話がありましたけれど、時代の変化で念頭におかなければいけないのは、地球温暖化の影響です。初期のころ、シミュレーションで地球温暖化が進むとグローバルな意味でもローカルな意味でも雨の降り方の局在性が強まるとシミュレートされたのです。それが、現実になっているということが統計上かなりはっきりできてきていると言われていています。名古屋の洪水とか矢作川の洪水、あの雨の降り方は非常に局所的で時間雨量は、今までの統計から飛び離れています。そういうのが、最近各地でおき始めています。そういうことをこれからの治水には考えていかなければならない。ということで、脱ダムでいきますなんて、気軽なことを言っている時代ではないということをつけ加えさせていただきたい。</p>
(吉田委員)	<p>7ページ。千曲川の工事は千曲川工事事務所の仕事ではないですか。</p>
(河川課長)	<p>さきほど、有賀委員さんと唐沢委員さんから言われましたように、千曲川は1級河川なんですが、県管理の部分と直轄管理の部分がございいます。</p>

	<p>この区間は飯山市の湯滝橋から下流ですので、県管理なんですよ。それから上流が丸子の大屋橋までが直轄管理、それから上流が県管理です。同じ川でも上流から県管理があって、直轄管理があって、県管理があって、直轄管理があるのですよ。その統一については部長が話したとおり国庫補助をいただいているのですから、整合をとりながらやっているのです。</p>
(吉田委員)	<p>区間によって県で管理するのと国で管理する部分があるんですね。千曲川は国土交通省でないかと思ったものですから。</p>
(松岡委員)	<p>河川改修をされる場合に、近くに住民も多く住んでいらっしゃると思うのですが、住民の皆様にもどのような説明をされているのか、お聞きしたいと思います。反対がないから何もしないということでは困りますので。どうやってされたのか、今までの経緯を教えてください。</p>
(河川課長)	<p>一般的には、地元から従来は河川改修をお願いしますというように出てまいりました。そういう中で国に要望する中でここは何年確率の川にしようということから始まって、地元にはこのぐらいの川幅でこうなりますけどもよろしいですか、という話から事業規模は始まるわけです。</p>
(松岡委員)	<p>地元と言うのは県の側は市町村の市長さんや担当者というイメージですか。</p>
(河川課長)	<p>地域住民です。</p>
(松岡委員)	<p>ダムの時もそうだったんですが、住民全部に知らせなくて上の区長さん等を集めて、とりあえず説明しましたという話もあったもので、河川改修ならなおさらそうかと思いましたが。</p>
(河川課長)	<p>ダムのときもそうだったのでしょうけど、原則的には対策委員会など含めて用地を売っていただかなくてはいけませんので、住民の合意を得ながら進めています。</p>
(松岡委員)	<p>あまりきめ細かな説明はされていないのではないかと思いますでしたが、これからは情報を共有するという時代になっていますので、なるべく住民にどういう手立てでこういう時にはこういう線でこういう段階を踏んでという説明をしっかりといただければと思うのです。</p>
(河川課長)	<p>松岡委員さんが言われるように、そういう意味での事業説明はしてきていると思っております。私も現地にいたときはそう説明をしてきましたので。</p> <p>住民合意がなければ、用地ひとつ買えませんので、用地がなければ事業は進みませんので、そういう意味での住民合意を進めながら今までやってきたつもりです。</p>
(松岡委員)	<p>用地を買う人だけですか。</p>

(河川課長)	昔はそうでしたね。
(松岡委員)	もちろん勝手に土地は使えませんから、売ってくださいますと交渉しなければだめですけれども、そういう実際の利害関係のある人だけですか。
(河川課長)	従来はそうでしたけれども、最近は松岡委員さんが言われたように全体の合意が必要なので、そういう説明はしながら進めているつもりです。
(金子委員長)	いろいろなお話をいただいて一つは河川行政の話、これはまた、県でいろいろとお考え頂きたいと思ひますし、有賀委員さんからお話しがありました降水量をですね、桜井委員さんからでました地球温暖化の問題も含めて千曲川、県内の流量というのを良くお調べ聞きいただきたいと思ひます。ダムとか、河川となってくると必ずその数字がでてきますよね。確か、大仏の2度数字をだしていただいたんです。これから、ダムの問題になれば必ずそれはでてきますので。
(土木部長)	今後の議論で分かり易い議論ができるように、私どもも努めていきたいと思ひています。よろしく、お願いします。
(金子委員長)	まさに、有賀委員さんの言われたあたりをですね、一目瞭然わかるようなものをおつくり頂きたいと思ひしてこれで、河川はよろしゅうございませうか。これも継続ということで、決定をさせていただきます。
(砂防課長)	火山噴火警戒避難対策事業 浅間山(小諸市)について説明
(有賀委員)	知事が変わられて危機管理を非常に言われているわけで、火山などはその危機管理に代表されるひとつだと思ひます。そこで、2年延長し、予算が増えたのもその発想の中にあるのか、庁内にいくらでも室長ぐらいの資格者がいると思ひますが、自治省からきてもらうということですから、国から室長がきたので伸びたものか、あるいは新しい知事として、新しい施策のなかでできたものか、その辺はどうなのか。
(砂防課長)	私が申し上げるのも僭越かもしれませんが、知事が変わろうと変わるまいと浅間山の噴火対策は重要かつ必要な事業と認識しております。今回の変更点は国道18号に敷設されます、光ファイバー網にラストワンマイル、ラストテンマイルをくっつけると言う事業なんですけど、当初採択された平成4年度はこれだけ光ファイバー網が敷設されるということ想定していなかったものから、今回、国土交通省の光ファイバー網を使わせていただけることになりましたので、それによつての変更と理解していただきたいと思ひます。
(有賀委員)	私もそう思つたのですが、せめて危機管理ぐらいは期待をしているものから知事さんに頑張ってもらひ、命にかかわること、自然災

	害すべてについて、早急に予算関係は継続、予算は前倒しでやれば一番いいのですが、国との関係もあるでしょうから、少し繰り延べされるのもやむを得ないかもしれませんが、必要事項として大いにやってください。
(金子委員長)	お聞きしたいんですが、これは計測機器を設置し、光ファイバーで繋ぐ事業ということですが、災害の場合、どこが指揮官になるのですか。
(砂防課長)	指揮はおそらく、災害の規模にもよりますが、中規模、圏域単位の規模だと県の災害対策本部が指揮系統の中心になると思います。
(金子委員長)	今の光ケーブルでいろいろなセンサーがございますよね。この信号はどこにいくのですか。
(砂防課長)	今回結ぶのは、黄色で敷設されているところなんですけど、これで結ぶことによって、群馬県側、東京大学気象台を含めまして、サークルで全部繋ぐことになります。 これまで、ございます多重無線とあわせて、フェレスエフのかたちで同時に情報の共有化ができると考えております。
(金子委員長)	信号はもらうけども、そのアクション、もらった信号に応じてどんなアクションをとって行くのかということはどこが決めていくのですか。
(砂防課長)	これまでは、全体的な災害対策本部が設置されておらないと、昨年の9月も臨時火山情報ということで、気象台から発表と言う形なんですけれどもそういう時もこれまでは電話連絡、あるいは無線連絡でうちの観測機器はこうなりました、あるいは東京大学の観測委員の人はこう考えているという情報のやりとりだったのですけれども、それが同じ画面で情報を共有化しながら話ができるという形になるかと思えます。画像も含めて。
(金子委員長)	ヘリを飛ばすとか自衛隊出動するとか何かあったときにいい信号を敷設することが一番大事なことだと思いますけれど、その信号を誰が受けてどういうアクションをとるのかということ。それは土木部の仕事ではないかもしれませんが、県全体でどういう風になっているのですか。
(砂防課長)	たとえば、群馬側でもっている浅間の西カメラ、あるいは軽井沢にあるカメラこれらのカメラ、あるいは火口のカメラの情報は全部光ファイバー網が設置されるとうちの県庁の危機管理室にもすぐに届きますし、群馬県庁にもすぐ、届くという形で情報が共有化されるということです。
(金子委員長)	私はこれで止めますけれども、機器は確実に信号を伝えてくれると思いますが、その信号を受けて瞬時にどういうアクションを取ってい

	<p>くかということは非常に大事なことだと思うのです。その点、土木部ではなく、県の危機管理室かは知りませんが、こういう設備を作ったらしっかり、利用していく必要があります。</p>
(砂防課長)	<p>ご承知かと思いますが、浅間山の噴火対策については、長野、群馬両県で検討委員会を設置して常時連絡協議会を設置しているところでございますので、これらを通じましてこれらの機器が十分活用できますようにシステムを考えていきたいと思っております。</p>
(金子委員長)	<p>どうぞ、よろしく申し上げます。ほかにございませんでしょうか。ございませんでしたら、これは非常に大事な案件でございますので、継続ということで決めさせていただいてよろしゅうございますか。ありがとうございました。</p>
(砂防課長)	<p>急傾斜地崩壊対策事業 横湯(山ノ内町)について説明</p>
(事務局)	<p>木村委員さんから渋湯につきまして意見をいただいておりますので、読ませていただきます。</p> <p>この急傾斜地崩壊対策事業によって、渋温泉郷の背後の斜面、裏山が全面にわたって姿を変えることになる。この事業について3つの点を教えていただきたい。</p> <p>ひとつとして、この事業がなぜ、導入されるようになったのか。</p> <p>ふたつとして、事業開始にあたって、事業の主旨、対象地区の安全度の状況、完成後の状況など、どのような説明がなされたのか。資料にあるような事業完成後の姿についても十分了解をえたのかどうか。</p> <p>三点目としまして、大規模な景観の一変する事業に対しまして、地元の人たちの意見、反応はどうだったのか。周辺の人たちの意見はどうだったのか。</p> <p>一般的にこのような点をお尋ねするのは、急傾斜地崩壊対策事業によって斜面の樹林が伐採され、コンクリート構造物が設置されて景観が一変する。そのようなところでは、なんとかならないものか、他の方法はないか、樹林は残せないかなどと、感じる人も多い。調査などでこうした経験をしているのでお尋ねする次第である。特に斜面崩壊の危険と言われれば誰もが反対できない。しかし、これに疑問をもつ人もいる。危険判定では現況をどのようにとらえるかによって判定結果が大きく変わるからである。</p> <p>(2)の急傾斜地崩壊対策事業に対する意見の中では、4つの点について十分な検討を要望するというので、一つとして画一的な地域指定を行わないこと。</p> <p>2つとして急傾斜地の危険の判定を明確にすること。3点目として危険の発生の原因を明確にし、原因解消を第一とする施策を講ずること。第4として事業を導入する場合、樹林を生かすような工夫をする</p>

	<p>こと。こういう意見をいただいておりますので、参考にお知らせいたします。</p>
<p>(砂防課長)</p>	<p>木村委員のご意見に沿ってご説明をさせていただきますので、不足がございましたら、追加質問をしていただきたいと思います。</p> <p>この地域、平均傾斜が約40度の斜面で崖砕錐堆積物、凝灰岩からなる非常に広大な斜面でございます。一番古い記録で1753年江戸時代に崩落して人家20戸が埋没するという記録がございます。その後、先ほど申しましたように何度も崩落を繰り返しておりまして、地元の人は一一致団結してなんとかこの斜面对策をとということでこれまでずっとご要望いただいております。平成4年度に採択になったと了解をしております。先ほど申しましたように県下でも非常に珍しい大規模事業でございますので、ご指摘のように地形の改変、あるいは景観の改変をともなう事業でございます。そのため、これまで以上に多くの方々の意見を聴取するように努めて、参考にしながら事業を進めてきたというふうに自負をしております。斜面の下に温泉街を抱えてございますので、山ノ内町は町として率先して、「わが町の斜面整備構想」を策定されて町としての斜面整備のあり方を検討されております。</p> <p>このような中で平成4年度には学識経験者、地元住民から構成されます「緑と潤いの急傾斜地崩壊対策工検討委員会」が設置されまして、この事業をはじめるとあたりまして対策工の基本方針と斜面の有効利用方法についての検討が行われたと聞いております。斜面の工事が本格化した平成9年度からは地元住民を集めた「横湯地区の緑化計画検討懇談会」が何度となく開催されまして、事業の概要、あるいは住民参加での緑化計画等が説明されていると聞いております。地元の人たちの意見反応がどうだったかということなのですが、今ご説明いたしましたように、この地区の斜面对策を進めるにあたりましては、「緑と潤いの急傾斜地崩壊対策工検討委員会」を設置し、あるいは緑化計画の検討懇談会を実施することによりまして地元住民の意見を積極的に取り入れながら実施して参ったところでございます。よって、この地区の急傾斜地崩壊対策工を実施するにあたってはむしろ地元の意見を十分に反映した全体事業計画になっていると、了解しております。さらに参考までに申しますと、平成10年の10月には現地見学会、あるいは緑化復元の植樹会等が開催されておりまして、近くの保育園児、あるいは住民の方など130名ほどの参加によりまして胡桃や檜などこの地区の在来種の苗木が植樹されてございます。この地区ではこの10年間地域と行政が一体となった斜面整備が進められていると考えてございます。</p>

(金子委員長)	景観が一変するということがありますが、17、18Pについても説明していただけますか。
(砂防課長)	17Pの下の絵が完成予想図でモニター写真なんですけれども、これにつきましては、中野建設事務所の方でこのようなパンフレットも作りまして、それぞれの写真で地元住民の方へ説明をしてきたというところでございます。
(金子委員長)	この18P、植栽と関係あると思いますので、この辺も良く説明してほしいと思います。
(砂防課長)	18Pにつきましては、後ほど説明しようと思っていたんですけども、これは別の項目で審議いただくことになっていきます、コスト縮減の取り組みについてでございます。左下の写真、2枚見比べていただければと思うんですけども、左側の図面が従来の型枠によりまして型枠部の形状を確保した従来工法による法枠工法でございます。これに対して、右下の採用工法と書いてございます簡易吹付法枠工というのは、法枠工を簡易的に設置いたしまして直接吹き付けするという工法でございます。この簡易吹付工はいわゆる型枠が不要になってきますので、コスト縮減する工法として従前から注目されてきている工法でございますが、施工実績もかなり県内でも増えつつございますので、今年度からこの工法で地質条件が非常に良好な場合には採用するようにしているところでございます。今年度施工箇所約1000平米この工法に変えられると言うことで、従前工法が1平米あたり12000円ぐらい、これに対しまして、簡易吹き付け工が8000円ぐらいで施工できるものですから、全体で390万円ぐらいのコスト縮減になると考えてございます。ただ金子先生がおっしゃったように、この緑化も考えてございますので、ちょっと左側の上の写真をみていただいたらわかるようにこの法枠の枠の太さがちょっとおおきくなりまして緑化できる部分の面積が若干少なくなりますので、採用する緑化植生との兼ね合いでそのへんのところは十分景観の保全あるいは生態系の保全との兼ね合いで考えないといけないなと考えてございます。
(金子委員長)	その辺のところは地元の皆さんと図られて、400万円節約をしようということになったんですが、400万かかっても在来工法の方が植栽に都合がいいからということも検討されたんですか。
(砂防課長)	今のところ、吹き付けた当初は若干法枠の面積が大きくなるんですけども、2～3年たつと従来工法とほとんど変わらないということで、地質的に良好な場合はこの簡易吹付工を採用しようと言う様に現場ではなっております。
(金子委員長)	完成予想図がありますね。17P。ここに大きな木がもしれせん

	が、木があって真ん中の緑のところはなんなんですか。
(砂防課長)	これは管理用道路小段にそって、在来種のコナラとかの木を植えたものでございます。
(金子委員長)	1本ずつ植えてありますが、あとは木のように見えないんですが。
(砂防課長)	これはコンピューター上で合成した完成予想図でございますので、実際の現場は対策前の景観に近づくように考えてございます。
(金子委員長)	木村委員さんが心配されているのは、全く景観が変わってしまうのではないか、この図は全く人工的ですよ。その辺はどうなんですか。
(砂防課長)	自然とか人工の捉え方が、木村先生がどういうことをおっしゃっているかわからないんですけども、現在の状況は先ほど言いましたとおり斜面勾配が40度ぐらいあって崖錐堆積物ですから雨のためにガラガラ崩れていると言う状況なんですね。一応、緑にはなっておりますけれども、樹幹が写っているだけで、斜面はがり(凹地地形)が形成されてしょっちゅう土砂が押し出てきているという斜面なわけでございます、それを勾配を緩くして30度未満にしたあと在来種の植生をある程度増やして行こうということでこの完成予想図にありますように全く対策前と景観が樹種と言う意味で変わってしまうということはないと思います。むしろ、現場に行ってみていただいたらわかりますが、非常に勾配が緩くなりまして、落ち着いた里山の景観になると言う風に地元の懇談会では評価を受けています。
(北沢委員)	<p>山ノ内町は長野県ではじめて「急傾斜地崩壊対策検討委員会」というのをつくりました。私は3つ担当したんですが、1つは岡谷市、それから木曽福島町、伊那市ですね。その時に、住民はどういう人が入るかという婦人会長、青年会長、会議所の人、市会議員、消防団とかそういう人たちが入った委員会をつくるわけね。もちろん、現地検討もしますが、その時に、たとえば岡谷市の場合に、これまで長野県がつくった崖対策の工事がコンクリートを使いすぎているから変えてくれないかという意見が出たわけです。それはこれまでの対策よりはもっと景観に配慮した、あるいは地域の住民に配慮した工法にどうせお金をつぎ込むんだったらそういう風にならないかという意見がでたので、工法を変えられますということになり、それではどんなイメージを描きますかということで、ここにあるようなイメージ図を示すわけです。それを現地検討をしながら直していくことをやっていますので、検討委員会が設けられているところは十分にその住民の意見が反映されていると私は思っているわけです。私が担当してそういうような意見が出て内容を変えたわけですから。</p> <p>ただ、伊那市なんかそうなんですけれども、元通りになると思っ てはいけません。要するに景観がたとえば伊那市の崖だったら段丘で</p>

	<p>すから元通りになるとしたら、潜在植生のケヤキとその下にあるヤマブキはつきもので、そういう風にならなければいけないんですが、そうなるはずがないんです。ケヤキなんか40年も150年もというケヤキがもとに戻るはずがないんですね。だからその辺は我慢していただき、そのうちに景観は自然に復旧してきますよということで、そういう了解のもとに計画は立案したわけですよ。だから、景観なんていうのは個人の価値観によって違うと思うわけですよ。だから、いろんな人が集まっているような意見を出し合って工法の中に反映させればいいんですけども、この渋温泉の場合は要するに崖錐という斜面から転がってきたものがたくさんあるわけですよ。要するにここは凸斜面になってしまっています。だから昔から災害が起こるわけです。こういう場合はかなり斜面を整形しないと工事が成り立たないわけです。だから前の通りしてくださいといっても、なるわけがないですね。こういうところは、皆さんに工法を示して、具体的に了解してもらおうよりないと私は思います。</p>
(吉田委員)	アンカーの大きさと材質は。
(砂防課長)	標準鉄筋の19mmです。
(吉田委員)	腐食に対しては何かしているのでしょうか。
(砂防課長)	もちろん、防錆加工はしておりますし、強度計算もしております。
(桜井委員)	植栽についてですが、17Pの後半にコンピューターグラフィックと次のページに一部の断面があるのですが、在来種の高木を植えたと言うそれはここだけ小段になっているんですか。全体の断面があるとわかるのですが。
(砂防課長)	千鳥につくってございますので、そこが小段になっております。
(桜井委員)	17Pの小段の高木を植えた間は先ほどの法枠でやったわけですか。
(砂防課長)	そうです。
(桜井委員)	ここはやがて低木が生えて来ると思うのですが、当面は吹き付けた草本ですね。
(砂防課長)	そうです。
(桜井委員)	高木を植えたところは鉢は作ってあるのですか。いきなり下は岩ですか。
(砂防課長)	いえ、その部分だけ、ポット状に客土してございます。
(桜井委員)	どのくらいの鉢になりますか。
(砂防課)	だいたい30cmぐらいです。
(桜井委員)	他は法枠の凹面があるだけで、20年もたてばそこはかなり低木がはえてきますがね。
(砂防課長)	勾配自体をかなり緩くしますので。

(有賀委員)	期成同盟会の陳情はどれくらいやられていますか。
(砂防課長)	どれくらいかは、今資料をもってございませんが、ご存知のとおり急傾斜地崩壊対策事業は受益者負担金がございますね。非常に、希れにみる大規模事業なものですから、地元でも苦労されたと思います。
(有賀市長)	自然を破壊したりという先ほどのご質問のこともあり得るかもしれないが、生活のため、あるいはこの観光地を守るための苦肉の策で最大の努力をしてここまでたどり着いたと思うので、元通りの緑というわけにはいかない。昔ならこれだけの土をはねどけると言うわけにはいかないが、今の時代だからできる事業だと思いますから、やっぱりこの人たちの悲願であり、これはやっぱり遠くの人が批評するのは違うのではないか。
(砂防課長)	冒頭、木村委員が本当に現地を見てからそういう意見を出されたのかと申しましたのは、関係者の心持を鑑みてお話したんですが、有賀委員ご指摘いただいてありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。
(唐沢委員)	景観の話なんですけど、こういうことはでなかったのですか。確か、住宅部だと思うのですが、景観の審議会がありますね。中野市から下高井、下水内まで全部、特定景観地域として指定されていると思うのですよ。昨年から、一昨年ころ。各市町村で景観を形成する条例を作ったという経過があるのですが、そういう場でも審議がされたのですか。
(砂防課長)	聞いている範囲では、この話は住宅部の景観条例にはこの話はでなかったと了解しています。山ノ内町でわが町の斜面整備事業という町としての計画を策定されていますので、その斜面整備構想に基づいての事業に位置付けられております。
(唐沢委員)	山ノ内が全部はいつているのですが。
(砂防課長)	そうですか。
(桜井委員)	木村委員にこれだけ心配していただいているので、事務局から今の経緯を直接お話してもらったほうがよいかと思いますが。
(事務局)	事務局と砂防課と一緒に木村委員さんに、ご説明いたします。
(金子委員長)	地元の皆さん、大変ご熱心に研究をされ、また計画を進めてということで、継続ということで当委員会まとめたいと思います。
(砂防課長)	地すべり対策事業 八竜(長野市)について説明
(有賀委員)	地元が協力していて、事業費も9億2000万円は他の事業と比べて多いというわけではないが、どうしてこんなに長くかかるのか。もっと、早くできないものか
(砂防課長)	地すべりの対策工事は、大きく分けて2種類ありまして、抑止工と

	<p>抑制工の2つの工種があるんです。抑止工というのはかなりの勢い、1日に1～2mm動いているところは杭を打ったり、動き出している土砂を全部取ってしまったたり、あるいはケ-ソンを打ち込んだりというような物理的に力づくで抑えてしまうというような、いわば外科的な工事が必要になってくるわけです。ところが、これは非常に工事規模も大きくなりますし、潰れ地も増えて予算が一桁違うというような工法なわけです。</p> <p>それに比べまして、抑制工というのは集水井とか水抜きボーリングで地下水位を下げて地すべりを安定させるという工法なんですけど、非常に時間がかかりますけど、いわゆる、内科的な対処療法的な工事です事業費も非常に少なく済みますし、潰れ地等地域に与える影響が非常に少なくてすむ工法ということでございます。ここについては、地すべり現象が顕在化していないという状況で、それぞれのブロック、かなり丁寧に水を抜いて様子を見て、次の上のブロックの水を抜いてという形でやっていっているものですから予算的になかなか苦しいということも一面あるのですが、どんどん予算をつけて抑止工というようなものでもないというところで非常に時間がかかる。ですから、地すべり対策は、これだけの対応をしなければならない、ブロックのあるところは、十年以上かかって普通というところが、次にご審議いただくところも同じ理屈なんですけど、次のところは全体計画5億ちょっとでやっぱり10年以上かかるんですね。</p> <p>非常に費用対効果、あるいは地域に与える物理的あるいは生態的影響を少なくしながらなんとか地すべりを止めるという工法をとるものですからこのような結果になると考えてございます。</p>
(有賀委員)	<p>松本でも北沢委員からお世話になって、1年か1年半ぐらいかけて相当広い面積をやって一応事業終了したものですからね。ですから、工法については素人だからこれは文句無くというものではないか。</p>
(北沢委員)	<p>有賀市長さんから話ができましたので、課長の話で十分だと思いますが、市長さんの地元の下岡田というところに地すべりが起こって、松本市の市道がめくれ上がってきたわけです。あそこはなぜ滑ったかと言うと、斜面の土を取って軽くしたから滑り始めたのです。緊急対策としては抑止工的なことをやる、土を戻せばいいんですね。だから私にとっての対策は要するに押え盛土というのをやったわけですが、これはお金がかかるわけです。しかし、市長さんはあの道路を止めちゃ困るというから、そのためにはお金をかけないといけないわけですね。そのために土を10m盛ったわけです。10m盛れば、道路は使えるわけです。そのあいだに、今度は抑制工をやらねばならないんですが、上に水をもっていますから、水を抜くと言うことをやらな</p>

	<p>ければいけないが、これは時間がかかるわけです。また、次々に水をぬくということをやりますから、地すべりというものは短期間にやっでは困るんですよ。短期間にやると抑えられないんです。特に、有旅から茶臼山という大地すべりがありますよね、それから有旅から下に水田をのつけた地すべりがありますが、これは下岡田よりずっと深い地すべりですから時間をかけないとだめなんです。だから、簡単に抑止工をやってもらっては困るんです。抑止工をやってもしまらないんです。地すべりという対策は期限を切ってやるものではなく、時間をかけてやらなければ効果が上がらないんです。したがって十把一絡げで5年経過したから、10年経過したから何とかしなくちゃいけないというそういうものとは違うと言うことですね。地すべり現象というのは長いタームの中にあるわけですね。この地すべりは道路に変状がありまして、へこんでいますし、水田が割れて下にブロック状になっておいてくる地すべりなわけです。したがって、この地すべりは長時間かけないと止まらないんですね。そういう意味で、下岡田とか稲倉の地すべりは土石流ですからお金をかけていっぺんにできます。</p>
(松岡委員)	19Pの用地の買収済み区間とはどこですか。
(砂防課長)	<p>図が、おかしいんですが、地すべり対策については水抜きボーリングについては用地は買収いたしませんので、残っている未買収区間というのはこの集水井を作る箇所ですね。したがって、黄色の扇になっている、扇の要の丸部分が未買収か買収済みということで、斜めの斜線と点線のブロックとは紛らわしいです。すみません。</p>
(金子委員長)	<p>それでは、これも大切な地すべり対策であり、継続ということで意見集約をしたいと思います。</p>
(砂防課長)	地すべり対策事業 塩沢(小川村)について説明
(長谷川委員)	<p>先ほど、聞きそびれたので確認なんですけど、この件についてということではありません。全体事業費というのは大体概算であると言われたが、事業の進捗率のパーセンテージがのっていますが、これは実際に出したお金ということによろしいでしょうか。</p> <p>それでパーセンテージを出しているということ。</p>
(砂防課長)	<p>想定するのは、集水井は大体全体規模というのはわかりますが、どれくらい排水ボーリングを掘ったらどれだけ効果がでるといことはなかなか想定できませんので、概算というふうに申し上げました。ただ、大体、延べで9500mという全体計画でございますので、現在約その半分ぐらいということで、進捗率をだしてございます。従いまして、これは金額ベースでだいたい半分ぐらいということでございます。</p>
(事務局)	事業進捗率の捉え方でございますが、過年度に執行した総事業費を

	全体事業費で割り算した額とご理解いただければと思います。
(松岡委員)	ついでですが、用地の進捗率というのは、これも金額なんですか。面積ではないですね。
(事務局)	用地につきましても、たとえば家屋の単価が高いとか用地の面積がとかいろいろありますので、全体用地費に対して買収・補償した用地費で、金額ベースになります。
(松岡委員)	用地費もまた、変わると言うこともありうるわけですね。全体事業費が変わるわけですから。
(事務局)	最終的に用地の場合は微調整はありましても、それほど大きな違いは過去の事例ではございません。
(松岡委員)	全体事業費は先ほど河川の方で伺ったら、5年に1度ぐらいで見直されるそうですが、公共事業はだいたいそうなんですか。全体事業費がどれだけアップすると、見直されるんですか。ものによってちがうかもしれませんが、何かの目安はないんですか。
(砂防課長)	おっしゃるとおり、ものによって違います。地すべり対策事業につきましては、今のような状況で工事を実施しますので、全体事業費というのはあまり意味がない数字で、目安の数字と考えられます。ただ、私ども所管するのでいいますと、砂防えん堤はその場所で1基つくるのに1億5000万円かかるとか、2億円かかるとかという全体計画がでるのでその国土交通省で認可をいただいてそれを変更するときはものによって違うのですが、だいたい3割りぐらいの増減があるときという目安になっています。
(松岡委員)	浅川ダムの際に330億円から70億もアップして400億円になりました。その変更許可はいらないんだということでしたので、その辺をお聞きしたいと思います。
(河川課長)	5年に一度見直すと言われたのは道路の関係でございます。それから浅川ダムの話、330億から400億に事業改定はしていると思うのですが、当時、私は担当していなかったもので、あれですけども、節目節目で、事業費改定はしていると思うのですが。
(松岡委員)	私の記憶もあいまいなのですが、これぐらいのあのよう内容の変更はたいした変更ではないというように考えるのでしょうか。
(河川課長)	失礼な言い方かもしれませんが、それは物差しの違いだと思うのですが、事業費が変わった場合にはたとえばダムについても330億以上になる場合は事業費の改定を行っています。事業費改定についての国の認可をもらうということです。
(松岡委員)	先ほど、3割とおっしゃいましたが。
(河川課長)	ダムの場合ですと330億でこのダムできます、取り付け道路も含めて浅川ダムの場合ですと動いていたわけですよ、それが330を

	飛び越えるようなことになりましてと事業ができませんので、その場合には事業費改定をして400億で事業を進めることになりまして。それは当然、事業費改定の認可を国からもらって事業を進めるということです。
(松岡委員)	公共事業では予算をオーバーする場合がありますが、そういう場合にもいつも改定するとは限らないとさきほどおっしゃいましたよね。
(河川課長)	全体事業費の中で泳げる場合にはしませんということです。
(砂防課長)	一般論で言いますと、たとえばダム事業等は20年ぐらいかかるわけなんです。事業を最初に認可いただく時に、まず、当初で300億という認可があるとしますね。そうするとその認可で1年目、2年目、3年目と事業をしていくわけです。その5年たった後、10年たった後、冒頭に金子先生お話になったように、経済情勢の変化で全体事業費のパイが変わってくるわけです。これが大きくなろうと小さくなろうと最終的には変更認可というものが必ず必要になってきます。小さくなくてもします。小さくなる例は非常に少ないのですが、必ずします。それで、今、とりあえず、泳いでいってという話は例えば、15年で300億で完成という全体計画があったとして、10年目で既に290億くらいかかったとして、11年目で300億を超えてしまうという状況になった場合には事業費の改定をして、300億の事業費を400億に改定作業をします。これはきちんと全体計画を見直して、なぜ、そうなったのかということを含めて、400億という全体計画の見直し作業を必ずします。途中、何回しますとか、5年に1度見直すとかいうものではないんですが、ほとんどの場合、20年がたって全体事業費が変わらないということはありませんので、最後の精算の時は必ず、するんですけど、大体のときはしませんけど、これまでは物価が高くなる方向でしたからパイが足りなくなりますから必ず、5年ないし、10年に1回は改定作業をするというのは一般論としてやります。大規模な事業ほど必ずします。
(事務局)	松岡委員さんがおっしゃったのは、浅川ダムで平成10年で再評価をお願いしたときは330億円で、全体事業費を審議していただいて、その後400億に全体事業費がかわりました。変わった時点では砂防課長が申し上げたとおり、それぞれの手続きをしているんですけども、全体事業費が変わったことが、大きな社会経済情勢の変化として捉えて再評価をしなければならないかどうかという議論をしたときに、目的物は変わらないと言う中で大きな社会情勢の変化ではないという審議のやりとりはあったと記憶しておりますので、全体事業費を変更することは再評価をもう一度かけ、監視委員会のご意見をいただくというものに該当するかどうかということについてはそう

	ではないとご審議いただいたと思います。
(金子委員長)	<p>それでは、この塩沢も継続ということで当委員会の意見としたいと思います。以上をもちまして、大変長時間にわたりましたが、本日お願いをしたいという案件は終了いたしました。大変、ご熱心にご審議いただきましたことを深く感謝を申し上げます。</p> <p>今までですと今日出た意見、これを事務局の方でまとめていただいて、それを県の方にお出しするということになっておりました。しかし、これから審議いただきたいと思えますけれど、今日審議いただきましたものは、県からの議案でございます。引き続きまして市町村からも、審議をするようご依頼を受けております。これらも、そう遠くない将来に審議をしなければならないということでもあります。皆様には次回、審議をいただくことになっております。従いまして、今日でた意見、これは原案として次回までにまとめてください。そして、ご承認を頂きましょう。</p>
(事務局)	事務局から11事業、11箇所の現地調査の件について、ご確認をお願いします。次回の日程等の都合がございますので、現地調査については、
(金子委員長)	私も今、第一に今のことを申し上げて、現地調査を必要とするかしないかというあたり、もし、現地調査をするのならやっておこうということで、ご意見をおだしいただければと思いますがいかがでしょうか。
(桜井委員)	公共事業に対する住民の関心も非常に高まっておりますし、当委員会といしても現地を視察するのが必要ではないかと思えます。それで、今日、いろいろ議論なさっておりますして、私としては飯山の千曲川と山ノ内町の渋湯、あそこだったら同じコースで見るとはそう苦労なくて出来ますので、その辺だと今日のいろんな議論からみますとやはり、参考にもなるし、現地の問題としても見る意味があるのではないかと言う感じがします。
(金子委員長)	ありがとうございます。お聞き及びのとおりのご提案でございますが、皆さんいかがでございますか。
(有賀委員)	継続という結論が決まってから、現地調査を行う必要があるのか。
(金子委員長)	<p>はい、おっしゃることは分かりました。</p> <p>ほかの皆さんいかがでしょうか。そしたら皆さんは今日でた意見は次回までにおまとめいただきたい。ま、私はフレックスに考えて、今度現地調査させていただけば、この次に最終結論ですからそのとき、現地調査の結果が出せるということになれば、それはそれでまた検討していただければいいのですから。</p> <p>あえて、次回に結論はおだしいただき、最終的にまとめるのは次回で</p>

	<p>すから、ごくろうですが、現地調査について桜井委員からお出しいただきましたが、そういう線でいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ決定させていただきます。場所は飯山市千曲川と山ノ内町の横湯の2箇所いたします。そして、次回の市町村の分を同じ日にご審議いただく。今回は3つありまして、1つは現地調査、1つは市町村からの提出分の審議、そして最終分の意見のとりまとめをしていただくこととなります。審議を後にして、現地を見ていただき、その後審議ということにしたいと思います。最終答申はいつまでにすればよいですか。</p>
(事務局)	<p>来年度の国への要望をするまでには国に対して再評価の報告を国に求められておりますので、9月中下旬ぐらいにお願いしたいと思います。</p>

平成13年9月19日

議事録署名委員

議事録署名委員